

須坂市職員に対する懲戒処分等の公表について

平成 29 年 7 月 24 日

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により、次のとおり懲戒処分等を行いましたので、公表します。

処分対象者及び処分内容

所 属	職 層	年 齢	処 分 内 容
まちづくり推進部 (当時健康福祉部)	主査 (男性)	38	戒 告

処分年月日

平成 29 年 7 月 21 日 (金)

処分に至った事実の概要

当該職員は、本業務を担当していた平成 27 年 4 月から平成 29 年 3 月までの在職中、生活保護の通院移送費の支払いに係る事務及び収入認定事務、年金裁定請求事務等を怠り、生活保護費に関する事務を遅延させました。

その他

上記の処分における指導監督責任として、同日付で上司 2 人を訓告処分としました。

問い合わせ先 総務部総務課 (026-248-9000)